

東京都スポーツ振興審議会（第23期）
（第3回）

平成23年12月16日（金）
都庁第一本庁舎北塔42階特別会議室A

第23期 東京都スポーツ振興審議会委員名簿

荒木 時雄	東京商工会議所地域振興部長
石崎 朔子	日本女子体育大学教授、(財)日本体操協会常務理事、 (財)日本新体操連盟副会長
笠原 一也	NPO 法人日本オリンピックアカデミー会長
金子 正子	(財)日本水泳連盟監事、東京シンクロクラブ監督
河村 文夫	東京都町村会 (奥多摩町長)
木内 秀樹	東京私立中学高等学校協会広報部長 (東京成徳大学中学・高等学校長)
金 哲彦	NPO 法人ニッポンランナーズ理事長
小林 健二	東京都議会議員
杉山 茂	スポーツプロデューサー
たきぐち 学	東京都議会議員
武井 雅昭	特別区長会 (港区長)
中野 英則	(財)東京都体育協会理事長
中屋 文孝	東京都議会議員
並木 心	東京都市長会 (羽村市長)
野川 春夫	順天堂大学スポーツ健康科学部学部長
原田 宗彦	早稲田大学スポーツ科学学術院教授
福井 哲	FC 東京育成部長、 (財)日本サッカー協会指導者育成インストラクター (A 級)
丸山 正	(財)日本レクリエーション協会専務理事
山崎 正己	東京都高等学校体育連盟会長 (都立桜町高等学校長)
山崎 泰広	日本身体障害者社会人協会会長

第3回 東京都スポーツ振興審議会（第23期）

平成23年12月16日（金）

午前10時から正午まで

都庁第一本庁舎北塔42階 特別会議室A

一次 第一

1 開 会

2 スポーツ振興局長挨拶

3 報 告

- (1) 東京都スポーツ振興審議会条例の改正について
- (2) スポーツ振興局 被災地支援の取り組みについて
- (3) スポーツ祭東京2013について
- (4) 2020年オリンピック・パラリンピック招致について

4 議 事

- (1) 「スポーツ振興基本計画～障害者スポーツ編～」(仮称)
の検討経過について
- (2) 実態調査等の結果概要について
- (3) 「スポーツ振興基本計画～障害者スポーツ編～」(仮称) 概要
及び原案について

5 閉 会

午前 10 時 00 分開会

○板垣部長 まだおひと方お見えでないのですが、定刻ですので開始させていただきたいと存じます。スポーツ事業部長の板垣でございます。

ただいまより、第 23 期第 3 回東京都スポーツ振興審議会を開会いたします。

まず、議事に入ります前に、前回の会議から委員の変更がございましたのでご紹介申し上げます。お手元の資料を 1 枚おめくりいただきますと委員名簿がございますので、それをご覧いただきたいと思います。

五十音順になっておりまして、10 番のたきぐち委員でございます。よろしく願いいたします。

○たきぐち委員 たきぐちでございます。よろしく願いします。

○板垣部長 13 番の中屋委員は少々遅れております。

19 番の山崎正己委員でございます。

○山崎（正）委員 山崎でございます。よろしく願いします。

○板垣部長 どうぞよろしく願いいたします。

あわせて、本日の委員の出席状況について申し上げます。本審議会の委員総数は 20 名でございます。1 番の荒木委員、5 番の河村委員、6 番の木内委員、11 番の武井委員、17 番の福井委員につきましては、本日ご欠席の連絡をいただいております。

本日は 15 名の委員の皆様にご出席をいただく予定でございますので、本審議会の開催に必要な定足数である過半数に達しておりますことをご報告申し上げます。

次に、お手元に配付してございます資料の確認をさせていただきます。

まず、一番上が次第、その次が東京都スポーツ振興審議会委員名簿、座席表でございます。資料 1 は A 4 判 1 枚で、「東京都スポーツ振興審議会条例の改正について」でございます。

資料 2 は A 3 判になっておりますが、「スポーツ振興局 被災地支援の取組について」でございます。

資料 3、「スポーツ祭東京 2013 について」でございます。

資料 4-1 は「2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会招致について」でございます。資料 4-2 は A 4 判 1 枚ですが、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック招致委員会 招致ロゴ」でございます。

ここまでが本日の報告事項の資料となっております、次の資料 5 からが本日のメインの議事資料となります。

資料 5-1、A 4 判の 1 枚。『東京都スポーツ振興基本計画 ～障害者スポーツ遍～』（仮称）検討の経過について」でございます。資料 5-2、A 3 判 1 枚ですが、「障害がある人のスポーツ・運動に関する実態調査結果（概要）」でございます。資料 5-3、A 3 判 1 枚で、「障害者のスポーツの取組状況等に関する実態調査（概要）」でございます。資料 5-4、A 3 判 1 枚で、『東京都スポーツ振興基本計画 障害者スポーツ遍～』（仮称）概要に

ついて」でございます。資料5-5はA4判の冊子になっておりまして、『東京都スポーツ振興基本計画 ～障害者スポーツ遍～』（仮称）原案について」でございます。

参考資料といたしまして冊子が置かれていると思いますが、1から3は、「障害のある人のスポーツ・運動に関する実態調査」の詳細版ですので、これは後ほどご覧いただきたいと思っております。

また、席上には、「スポーツ祭東京2013」に関するグッズもご用意させていただきました。PRの一助としていただければ幸いです。

落丁などがありましたらお申し付けください。不足している場合は係員がお持ちいたします。不足はございませんでしょうか。

それでは、最初に、細井スポーツ振興局長からごあいさつを申し上げます。

○細井局長 スポーツ振興局長の細井でございます。座って失礼させていただきます。

委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろより、都のスポーツ振興にご理解、ご協力を賜りまして、この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。

ご案内のとおり、都は、昨年7月に、国に先駆けて、スポーツを専担するスポーツ振興局を設置したところでございます。年齢、性別や障害の有無を問わず、だれもがスポーツを楽しむことができるスポーツ都市東京の実現に向けて取組を推進しているところでございます。

このため、今年度は特に本審議会に専門部会を設置いたしまして、障害者スポーツの振興に向けた中・長期的な計画の策定を全国初の取組として検討してまいりました。本日は専門部会での議論を踏まえた計画原案をお示しいたします。委員の皆様には、それぞれ専門の分野から幅広いご意見をいただきたいと思っております。

さて、本年3月に発生しました東日本大震災から9カ月が経過いたしました。都としては、被災地の皆さんに夢と希望を持って復興に向かっていたいただきたいとの思いから、スポーツを通じた被災地支援事業に取り組んでおります。また、この9月には東京都が2020年のオリンピック・パラリンピックの立候補都市として申請をいたしました。この2020年大会の日本招致は、東日本大震災の復興を大きく後押しするものと考えております。スポーツの力で日本の元気を取り戻すという意味合いもあろうかと思っております。

そして、2年後に迫った「スポーツ祭東京2013」、これは国体と全国障害者スポーツ大会をあわせたものでございます。平成25年の冬季国体スケートについても東京で開催することを正式に表明したところでございます。

事業の内容につきましては後ほどご報告申し上げますが、今後とも被災地支援にも一層力を入れながら、これらの機運を一層盛り上げ、スポーツのすそ野拡大につなげていきたいと考えております。

最後になりますが、本日は活発なご議論をいただきまして、皆様から幅広いご意見、ご提言をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくご意見申し上げます。

○板垣部長 それでは、以下の進行は杉山会長にお願いいたします。

○杉山会長 杉山でございます。

細井局長、ごあいさつをありがとうございます。

委員の皆様、本日はご多忙の中をお集まりいただきましてありがとうございます。活発なご意見を賜りたいと思います。

中野副会長、よろしくをお願いいたします。

それでは、本審議会はいつものように公開で行っておりますので、まずその点をご了承いただきたいと思います。

また、この後、写真撮影はご遠慮いただきたいと思います。よろしくご協力ください。

では、本日の次第に沿って議事を進行してまいりたいと思います。

議事に先立ちまして、報告事項が4点ございます。最初は、「東京都スポーツ振興審議会条例の改正について」でございます。事務局から資料のご説明をお願いいたします。よろしくどうぞ。

○篠課長 それでは、ご説明いたします。「東京都スポーツ振興審議会条例の改正について」でございます。資料1をご覧ください。

今年8月24日、スポーツ振興法を50年ぶりに全面改正するスポーツ基本法が施行しました。都では、スポーツ振興法に基づいて、東京都スポーツ振興審議会条例を定めておりましたが、スポーツ基本法に対応するように、条例中の根拠条文をご覧のとおり整理いたしました。なお、内容につきましては、特段の変更はございません。

本条例の改正につきましては、平成23年第3回都議会定例会で成立いたしまして、10月25日に施行されております。

以上でございます。

○杉山会長 ありがとうございます。

ご意見やご質問があるかと思いますが、報告事項がすべて終わりましたから一括してご質問、ご意見を伺いたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○杉山会長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、報告事項の2つ目、「被災地支援の取組について」のご報告をよろしくをお願いいたします。

○板垣部長 スポーツ振興局の被災地支援の取組につきまして、ご報告をさせていただきます。資料2をご覧ください。

3月11日の震災発生後、福島原発の事故状況が次第に明らかになる中、都は、同17日、東京武道館、味の素スタジアムにおきまして、福島原発の事故により避難された方々を受け入れる一時避難所の運営を開始いたしました。両施設において約2カ月、67日間、局職員総出で、当初は24時間交代でスタートをし、延べ1,148人の避難者の方々を受け入れ、宿泊場所や食事の提供を行いました。その後は、長期滞在型の都営住宅等、都市整備局で

の対応へと引き継ぎを行いました。そして、8月からは、スポーツを通じた被災地支援事業を開始したところでございます。これは、人々に感動を与え、心を元気にするというスポーツが持つ本来の力を活用して、被災地の方に夢や希望を持って復興に向かっていただくという取組でありまして、事業は大きく分けて、招待事業と派遣事業がございます。

資料の右側から順にご説明いたします。招待事業には、スポーツ招待交流事業、スポーツ観戦招待事業、東京マラソンへの招待がございます。右側の一番上、スポーツ招待交流事業では、岩手県、宮城県、福島県のスポーツ団体・チームを東京に招待し、合同練習、交流試合など、スポーツを通じて東京の少年少女と交流する事業を実施いたしました。この事業では、石巻市サッカーチーム、釜石市野球チーム、福島市野球チームなど5チームの選手・コーチを招待しております。また、毎年8月に開催している「ジュニアアジアスポーツ交流大会」に、海外13都市のチームとともに被災3県に茨城県を加えた中学生・高校生を招待いたしまして、アジアの選手たちと柔道やバドミントンの交流試合などで交流をいたしました。

次に、スポーツ観戦招待事業といたしましては、東京で行われた世界体操選手権と競泳ワールドカップに被災3県の子供たちを招待いたしました。観戦やバックヤードツアーを通じて、ふだんは見るのが難しい一流のアスリートの競技を間近に見る機会を提供しております。また、来年2月26日に行われます東京マラソン2012においても、被災3県の高校生を100人招待し、10kmコースに参加して東京のまちを走ってもらう予定でございます。

左側の下段にありますが、アスリート派遣事業では、被災3県にアスリートを派遣し、震災後、スポーツに触れる機会の少なくなった現地の子供たちに、アスリートとともに体を動かす機会を提供しております。これまで4回の事業を実施し、延べ3,000以上の方が参加されております。年度末までにさらに2回の実施を予定してございます。来年度につきましても、要求段階ではございますけれども、こうしたスポーツを通じた被災地支援事業を持続的に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○杉山会長 ありがとうございます。前回、あの大きな出来事がありました5日後にこの会議が行われる予定でございまして、3月16日に予定していたわけでございますが、それが延期になりまして、その間、本日まで、東京都の皆様がスポーツを通じてのさまざまな支援活動を行ってきたというご報告でした。また後ほどご意見を伺いたいと思います。

次に、3番目の報告をいただきたいと思います。「スポーツ再東京2013の開催準備について」の説明をお願いいたします。

○川合部長 スポーツ祭推進部長の川合でございます。よろしくお願ひいたします。

スポーツ祭東京2013開催準備についてご説明いたします。資料3をご覧ください。

「スポーツ祭東京2013の概要」ですが、第68回国民体育大会と第13回全国障害者スポーツ大会を、一つのスポーツの祭典として平成25年9月から10月にかけて、多摩・島し

よ地域を中心に都内全域で開催するものでございます。具体的な開会会期・規模等につきましては、資料をご覧くださいいただけます。

スポーツ祭東京 2013 開催期間中は、競技実施のみならず、文化や観光情報の発信など、東京の多様な魅力を全国にアピールするさまざまな事業を展開してまいります。

「スポーツ祭東京 2013 実行委員会の概要」でございます。大会の準備・運営を担うスポーツ祭東京 2013 実行委員会、平成 19 年に東京国体準備委員会を設立いたしました。そして昨年、国体の開催決定を受けて、この準備委員会を実行委員会に組織改正を行ったところでございます。実行委員会の構成につきまして、資料記載のとおりでございます。

資料の右側に移りまして、「大会愛称・スローガン・マスコットキャラクター」でございます。大会愛称は「スポーツ祭東京 2013」、スローガンは「東京に 多摩に 島々に 羽ばたけアスリート」、マスコットキャラクターは、都民の鳥のユリカメモをかたどったものでございまして、愛称は「ゆりーと」でございます。いずれも昨年に制定いたしました。制定後は、この大会愛称や「ゆりーと」を活用いたしまして、新聞広告や電車内広告など各種媒体を通じた PR、キャラクター入りのペンやうちわなどのグッズの作製、都内の各種イベントへの参加等を行いまして、積極的な広報活動を展開しているところでございます。また、市区町村へ、着ぐるみやのぼり旗などを貸し出しいたしまして、地元のイベントで活用していただくなど、区市町村の取組への支援も実施しております。

次に、本年 7 月に開催いたしました、スポーツ祭東京 2013 実行委員会の総会と常任委員会での決定事項についてご報告いたします。国体の正式公開競技のすべての会場地と競技別の会期を決定いたしました。また、平成 24 年度から国体開催までの間に行われます国体の競技別リハール大会につきまして、正式競技、公開競技、あわせて 40 競技のうち 23 競技について第一次の選定を行いました。そのほか、都民運動推進計画をはじめとする各種計画の策定を行ったところでございます。

続きまして、冬季大会でございます。本年 9 月に、公益財団法人日本体育協会及び文部科学省から要請を受けまして、平成 25 年の第 68 回国民体育大会冬季大会のスケート競技及びアイスホッケー競技につきまして、先般、12 月 2 日に、東京で開催することが正式に決定いたしました。これによりまして、平成 25 年、2013 年ですが、1 月の冬季大会に始まり、東京マラソン、秋のスポーツ祭東京 2013 へと続く 1 年を通じたスポーツイヤーとなります。都民のスポーツへの関心を高める絶好の機会とすることができると考えております。また、冬季大会の一部競技につきまして、東日本大震災の被災地支援の一環として、福島県内で実施いたします。

スポーツ祭東京 2013 の今後の予定ですが、今年度から新たに開始しました競技普及啓発の取組を区市町村競技団体とともにより一層進めていくほか、マスコットダンスの制作、式典実施計画等の策定、開会式会場整備基本設計の実施などを年度内に行いまして、大会本番を見据えた各種業務を着実に推進してまいります。

来年度につきましては、国体のリハール大会の実施のほか、開催機運のさらなる醸成

を図るために、都民運動の展開や募金及び企業協賛制度の開始などを予定しております。また、先ほどご説明申し上げました冬季大会につきましては、1月に開催いたします。

説明は以上でございます。

○杉山会長 ありがとうございます。

それでは、最後の報告になろうかと思いますが、「2020年オリンピック・パラリンピック競技大会招致について」の資料のご説明をお願いいたします。どうぞ。

○松永部長 招致推進部長の松永でございます。よろしく申し上げます。

では、お手元の資料4-1「2020年オリンピック・パラリンピック競技大会招致について」のご報告をいたします。

東京都は、去る7月16日、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会に立候補表明を行い、国内立候補都市として決定され、9月1日、I O C国際オリンピック委員会へ立候補を申請いたしました。

2016年招致に引き続きまして2度目の招致となりますが、今回の招致の基本方針についてご説明いたします。第1に、東京都、スポーツ界、経済界等が一体となり、オールジャパンでオリンピック・パラリンピックを勝ち取ることでございます。第2に、前回招致の経験やノウハウを活用した効果的な招致活動を行い、これに伴う招致経費の大幅な圧縮を図ることでございます。そして第3に、東日本大震災被災地の復興促進につなげていくことでございます。なお、大会計画の策定に当たりましては、既存施設の活用を基本として取り組んでいきたいと思っております。以上3点を基本方針としてオリンピック招致に取り組んでまいります。

次に、「3 招致体制」でございます。招致体制につきましては、経費区分の明確化を図り、効率的・効果的な招致活動を行うため、東京都、計画委員会、招致委員会がそれぞれの役割を果たしてまいります。東京都は、主に国や区市町村との調整等を行います。任意団体の計画委員会は、オリンピック開催計画の策定及びI O Cの公式行事に関する対応等を行います。N P O法人の招致委員会は、国際プロモーション活動及び国内外の広報等を行います。活動資金につきましては、東京都、計画委員会が都費で、また、招致委員会は全額を民間資金で活動する予定でございます。

続きまして、「4 今後のスケジュール」でございます。来年2月15日までに申請ファイルを提出し、5月下旬にはI O C理事会において立候補都市が選定されます。立候補都市に選定された場合には、2013年1月7日までに立候補ファイルを提出し、最終的には、同年9月7日、I O C総会におきまして2020年大会の開催都市が決定されます。また、時期については好評されていませんが、I O Cによる世論調査が、申請ファイル提出の前後及び立候補ファイル提出の前後に行われることとなっております。なお、この2013年は、先ほどもご説明がございましたように、スポーツ祭東京2013や冬季国体などが開催される年でもあります。局を挙げて普及啓発・盛り上げ等に取り組んでまいります。

最後に、他の申請都市の状況でございますが、ヨーロッパでは、アゼルバイジャンのバ

クー、トルコのイスタンブール、スペインのマドリード、イタリアのローマ、そしてアジアの都市ではカタールのドーハが申請都市となっております。

続きまして、2枚目の資料4-2をご覧ください。こちらが新しくできました2020年の招致ロゴでございます。窓側にもパネルを2枚掲げてございますが、日本を象徴する花である桜をモチーフにデザインされております。この新しい招致ロゴで、2020年オリンピック・パラリンピック招致に向けて全力で取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○杉山会長 篠さん、板垣さん、川合さん、松永さん、ありがとうございます。

ここまでの説明につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら、4つの報告すべてについて結構でございますし、また、順も不同で結構ですので、委員の皆様、ご質問、ご発言ございますか。

既に、これまでの約半年の間にさまざまなメディア展開をされて、報告を発信されていることが多かったと思いますので、その分についてのいろいろな情報その他はご承知かと思いますが、特に今回の4つのことで、ここを詳しくということがございましたら、どうぞ。

○笠原委員 4番目のオリンピック・パラリンピック招致活動について、オールジャパンといいますと、もっと積極的な取り組み方をどうやって展開したらいいかということを考えてほうがいいと思います。世界各国から見たら、日本は小さな島国なので、今回の大震災などを見ても、日本のある地域で起こったことでも、日本全体という印象があります。オリンピックを東京で招致することについても、もっと全体的な、国を挙げて盛り上がることをしていくべきではないかと思います。日本人の性格としては、どうも火がつきにくくて、火がつくと盛り上がるけれどもという感じがするので、その辺を考えながらということになってくるかと思います。一言申し上げさせていただきました。

○杉山会長 ありがとうございます。

笠原委員のご発言に関して、何かございますか。

○松永部長 ありがとうございます。オールジャパンということでございますけれども、前回、2016年の招致の際と比べまして、今回は、特に国の取組が積極的になされていると感じております。先般も、閣議了解いただきましたけれども、この辺の国の取組は前向きなもとを考えております。また、招致委員会の中に、経済界や各種団体等の方に参画していただいております。態勢は整いつつあるところでございます。課題は、これを、先生がおっしゃるように、いかに日本国じゅうに広げていくかというところでございまして、この辺の戦略についても、今後、早急に取りまとめていきたいと思っております。

○杉山会長 ありがとうございます。

今、4番目の報告についてですが、これについてご意見ございますか。

○並木委員 並木と申します。市長会のほうも招致に向けて決議しております。今のオー

ルジャパンと少し関連し、前回のノウハウを活用したということですが、(3)の震災の復興促進につながる招致活動ということは前回にはなかった項目です。基本的には震災の復興とか復旧は国の仕事でございます。

そういう意味で、元々オリンピックというのは、この前も、福岡と東京という都道府県の主催ですので、東京都は、国が主体的に取り組まなければいけないものに、東京都が旗振りをするのではなく、国が2020年までにこういう具体的な復興のためのオリンピックに関連させて対策を打ち出すべきであり、国民も、その辺を通じて応援しようかという気運が盛り上がるものと思うので、ぜひ国から前向きで主体的な言質を取っていただければという要望でございます。そんな素朴な感想を持っています。

以上です。

○杉山会長 ありがとうございます。この期に東京都スポーツ振興審議会の委員を仰せつかっている我々ですので、ぜひとも、この目標を達成したいと思います。2020年という遠いように思いますが、実際には2013年、来年のロンドンオリンピックの翌年にこれが決定するということで、時間があるようで、むしろないと思いますので、どうかまた委員の皆様方も、東京のこのオリンピックを成功させるために、まず東京からいろいろな火を燃えさせたいと思います。ありがとうございます。

そのほかに、報告事項に対するご質問、ご意見はございませんか。

○山崎(泰)委員 山崎でございます。

被災地支援のことがここに挙がっていたので。私はたまたま先週末に講演で岩手県に参りまして、そのときに被災地の陸前高田と大船渡に行ってまいりました。仮設住宅に住む障害者の方たちと会ったりしてきたのですが、運動不足ということが大変言われていました。それで、仮設住宅の中にやっと卓球台を入れることができ、皆さんが卓球して運動ができてすごく喜んでいる。ただ、そういうところに卓球台を入れていいものかどうかということで少しもめたということもあったそうです。

被災地へアスリートを派遣したり、招いたりということはとてもいいことですが、その場だけで終わってしまうことがあるので、ぜひその後につながるような、何かそういったことにつなげていただけたら大変喜ばれるのではないかと思います。

○杉山会長 ありがとうございます。これはお話を伺うということで、僕も山崎さんのご指摘はもっともだと思います。これからは、勇気づけるというより、多くの方たちにスポーツをしていただく、体を動かしていただくという時期に入っていくのだろうと思いますが、そこへの支援も一つの大きなテーマだろうと思います。山崎さん、ありがとうございました。

それでは、この後に大きな審議が控えておりますので、報告事項に対するご質問はここまでにいたしまして、次の議事に進行させていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○杉山会長 それでは、今回の議事にあります、3月11日以降というよりも、東京都がスポーツ振興に熱心に取り組んでいるものの一つというよりも、非常に大きなテーマとして、障害者スポーツの議題に移りたいと思います。

まず、資料について、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○板垣部長 本編に入ります前に、これまでの検討の経過を私から少々ご説明させていただきます。資料5-1をご覧くださいと存じます。

冒頭に細井局長からもごあいさつ申し上げましたとおり、東京都では、昨年7月に、これまで生活文化スポーツ局、福祉保健局、総務局等にまたがっておりましたスポーツに関する所管部署を一元化いたしまして、スポーツ振興局を設置し、本年4月からは、東京都障害者スポーツセンターをはじめ各局で所管していた大規模スポーツ施設をスポーツ振興局に移管いたしました。同時に、こうした節目を契機といたしまして、新たに移管を受けた障害者スポーツについて、これまで中・長期的な指針が設けられていなかったことから、その体系的・継続的な推進のための計画づくりにも着手したところでございます。

本年3月に予定しておりました本審議会では、こうした新しい動きについてご報告をさせていただき予定でしたが、東日本大震災に伴う避難所の運営等に局を挙げて対応いたしましたことから、当会議の開催が困難となり、委員の先生方には書面報告の形で、この計画づくり着手についてご了承をいただいた次第でございます。

後ほど詳しい説明を担当課長から申し上げますが、再度、確認の意味で、資料5-1に、当審議会に設置されまして障害者スポーツ専門部会の構成とその検討経過を載せてございます。ご覧のように、日本体育大学健康学科長の田中信行教授に座長をお願いいたしまして、各界のスペシャリストの方々10名によりまして、この4月から11月まで、間に実態調査も挟みまして、都合3回にわたり多角的な検討を行っていただきました。

申すまでもなく、一口に障害者スポーツといってもさまざまな課題があり、障害の種類や程度に応じてきめこまやかな配慮が必要でありまして、決して一律には論じられない部分があることも事実でございます。しかし、だからこそ、そうした幾多の課題を踏まえながら、一步でも障害者スポーツ振興を前に進めていきたいという思いが凝縮されて、今回の原案の取りまとめがなされたものと思っております。

事前に委員の先生方にお送りいたしました原案は、第3回の当専門部会に出されたものでございますが、今回ご提示させていただいておりますのは、この第3回の専門部会でいただいたご意見をさらに最大限反映した上で、上の振興基本計画同様、全体をですます調に修正させていただきました。今後、本案を基本にいたしまして、明年2月を目途にパブリックコメントを募集しまして、最終案を策定してまいりたいと考えております。

以上がこれまでの検討経過でございます。引き続き、詳細につきまして担当課長からご説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○岩谷課長 スポーツ事業部障害者スポーツ担当課長の岩谷と申します。私からは、資料

5-2から5-5までを通してご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに実態調査についてでございます。今回の障害者スポーツ振興計画を策定するためのバックデータとして活用するため、障害者スポーツに関する調査を3種類行っております。これらの調査にかかる集計結果と報告書は未定稿の段階のものですが、計画策定のご検討をいただく上で必要な資料ですので、委員の皆様には事前に送らせていただきました。また、本日も机上配付させていただいております。

それでは、まず、障害のある人、当事者のスポーツ・運動に関する実態調査の結果をかつまんでご説明いたします。資料5-2をご覧ください。

まず調査の概要ですが、都内の障害者福祉施設や障害者団体等の1,736名の身体・知的・精神の障害のある方に調査票を配付いたしました。無効票を除いた有効票は743票でありまして、有効回収率は42.8%でした。

続いて、調査結果で特徴的なものについて幾つかご紹介します。左下の囲みをご覧ください。障害がある人にとってのスポーツの意義とも関連する質問項目として、スポーツを定期的または不定期に行っている方に、スポーツや運動を行う目的を質問したところ、ご覧のとおり、「健康の維持・増進」、「楽しみや余暇活動」、「運動不足を感じるから」、「友達や家族、仲間との交流」、「肥満解消のため」といった回答が上位を占め、これらは、障害のあるなしにかかわらず、スポーツの意義として共通して挙げることができるものと言えます。さらに、続く回答としては、「リハビリテーションや医療・治療」のためというものがあり、ここで障害のある人特有と思われる回答が出てきました。

続いて、障害のある人はどの程度スポーツをしているのかということですが、調査から、スポーツを行っている人の割合は比較的低いものの、障害のある人のうち、スポーツを行っている人に限ってみれば、その頻度は高いことがわかりました。これらのデータから全体のスポーツ実施率を出してみたところ、週に1日以上実施する人の割合が42.2%となり、2年前に東京都生活文化スポーツ局で実施しました都民対象の世論調査の結果である43.4%とほとんど変わらないことがわかりました。

また、スポーツや運動を勧めてくれた人を質問したところ、「家族」がトップであり、次に「自分自身で決めた」、「福祉施設の職員」、「医者や理学療法士などの医療関係者」、「学校の先生」、「障害のある友人」と続いております。障害がある人にスポーツを広めるためには、本人は無論ですが、家族や福祉施設の職員など、障害のある人の周囲にいる方、ふだんからかかわりの深い方、こういった方々にアプローチすることが有効なのではないかと思われまます。

そして、スポーツを行った場所ですが、「福祉施設」をトップに、続いて、これは少々予想に反していたのですが、「地域の公共スポーツ施設」でした。そして、「障害者専用スポーツ施設」、「自宅周辺」、「公園・広場」が同率で続きました。

一番右の囲みをご覧ください。障害のある人がスポーツを行う上でどのような課題があるのかということに関する調査結果でございます。はじめに、スポーツを定期的または不

定期に行っている人に困りごとを質問したところ、「練習場所の確保」、「周りの人とのコミュニケーションが難しい」、「施設までの移動が大変」など、ご覧の結果が出てきました。ここから読み取れる課題としては、今、スポーツをしている人にとっては、スポーツの場の確保、障害の特性に応じて適切な対応ができる人材などの確保、移動の円滑化などが挙げられます。

また、スポーツや運動を行っていない人に、しない理由を質問したところ、ご覧のように、「障害の程度が重く、運動やスポーツは無理であるため」が最も多く、続いて「体力がないため」、「運動やスポーツが嫌いだから」、「指導してくれる人がいないため」などが続いております。ここから読み取れる課題としては、障害があっても、また、体力に自信がなくても楽しめるスポーツがあるということ、そして、スポーツの効用などの情報が行きわたっていないこと、また、現在、都の障害者スポーツセンターなどで実施している障害者スポーツの相談対応が十分活用されていないこと、さらに、障害者スポーツ指導員など障害者スポーツを支える人材が十分に活躍できていないことなどが言えるかと思えます。

続いて、障害者スポーツの取組状況に関する実態調査の結果概要のご説明をいたします。資料5-3をご覧ください。

まず、障害者スポーツ指導員を対象とした調査についてです。障害者スポーツ指導員とは、公益財団法人日本障害者スポーツ協会が認定する資格を持つスポーツ指導員でありまして、多様な障害者のスポーツ活動に対応するため、専門的な知識を生かし、安全にスポーツ活動の援助を行う方々です。調査対象は1,637人。うち334票が有効回答で、有効票の回収率は20.4%でした。

その下、調査結果を2つ抜粋しました。表中、「体育指導委員」とありますのは、スポーツ推進委員に読みかえてごらんください。まず、スポーツ推進委員との連携などの現状についてですが、「スポーツ推進委員との連携は今までとったことがない」が6割以上を占めております。続いて、「自分の人脈・ネットワークでスポーツ推進委員と連携をとることができる」、「自分自身がスポーツ推進委員である」と続いております。両者の連携が十分図られている現状にはないことが言えるかと思えます。

連携の際の課題ですが、互いの活動に係る情報交換をする場がない、また、このことと深く関連するかと思えますが、互いの活動についてよく知らないということが挙がっております。

続いて、右側をご覧ください。スポーツ推進委員協議会に対する調査でございます。都内の60の地区別協議会・委員会に調査を実施し、ほぼすべての地区から回答をいただきました。これも調査結果からの抜粋ですが、障害者スポーツ指導員の資格を持っているスポーツ推進委員の在籍状況を質問したところ、1つの地区で8人もの方が障害者スポーツ指導員資格を持っている一方、ゼロのところは39地区あり、全体の6割以上を占めている状況がわかりました。

これら2つの調査から、今後、障害者スポーツの振興を進めていく上で、障害者スポー

ツ指導員とスポーツ推進委員が互いの役割を果たしながら、互いの活動について情報交換したり、ゆくゆくはともに活動するなどして連携を図っていくことが求められているのではないかとと言えます。

以上、資料5-2、5-3についてご説明させていただきました。

引き続き、計画原案の概要について、資料5-4に沿ってご説明いたします。次のページをおめくりください。

先ほどの調査結果や、これまで3回の専門部会での議論を通じまして、障害者スポーツ振興における主な課題が5点浮き彫りとなりました。一番左の囲みですが、障害者スポーツに関する情報発信や相談機能の整備、スポーツの場の確保、障害特性などに応じて適切な対応ができる人材の確保、スポーツの仲間づくり、最後に、障害者スポーツ競技団体の組織力・競技力向上です。これらが現状では十分ではなかったり、あっても十分活用されていなかったりということが言えます。

これらの課題に対応した方策・取組を進めることにより障害者スポーツを振興していくわけですが、その方向性は、「地域での基盤整備を重点に据えながら、普及啓発や取組体制の強化も着実に推進していく」ということとなります。その際、大きく3つの視点を持って推進していきます。3つの視点とは、障害者スポーツを広め、障害のある人に対するスポーツ活動への円滑な導入を促進することが1点目。つまり、スポーツを始めたら、開始してもらおうということ。2つ目に、取り組み始めたスポーツを長く続けるために、障害のある人が地域でスポーツ活動を継続できる環境を整備すること。そして、3つ目として、障害者スポーツ振興を進めるための基盤強化として、障害者スポーツへの取組体制の強化。この視点です。

この3つの視点についての施策と、施策のもとに連なる具体の事業のうち代表的なものを★印以下に記載してあります。まず、一番上の囲みですが、スポーツ活動への導入促進の視点に関しては、障害のある人への障害者スポーツの情報発信と相談機能の強化の施策があります。主な事業として、来年度に、障害者スポーツ専門ポータルサイト「TOKYO障スポ・ナビ」の開設を検討しております。また、広く、障害のない人をも対象として、障害者スポーツの理解促進・普及啓発の施策を進めるわけですが、主な事業としては、スポーツ雑誌等での障害者スポーツの発信を同じく来年度に実施したいと考えております。この視点における施策を進めていったときの最終の目標は、障害者スポーツの情報発信と普及啓発が進み、障害のある人とない人の相互理解と交流が進んでいる状態です。

中段の囲みをご覧ください。地域での環境整備を進めるという視点についてですが、障害者スポーツの場の整備と開拓、そして、障害者スポーツを支える人材の育成・確保を進めていきます。それぞれの施策の主な事業は、場の整備につきましては、「障害者スポーツ地域開拓推進事業」として、東京都障害者スポーツ協会に配置した障害者スポーツ開拓推進員が、区市町村や地域スポーツクラブ等を訪問して、障害者スポーツに係る地域ニーズの掘り起こしや障害者スポーツ教室などの取組の提案などを行うというものがございます。

人材の育成・確保につきましては、スポーツ推進委員などを対象とした障害者スポーツセミナーの実施に加えまして、来年度は、障害者スポーツ指導員資格取得の奨励促進を検討しております。目指すところは、障害者スポーツを支える人材育成が進み、地域ごとに障害者スポーツを楽しめる環境づくりが広がっている状態です。

最後、一番下の段ですが、障害者スポーツへの取組体制の強化という視点についてです。施策としては、障害者スポーツ競技団体の組織力や競技力向上のための体制整備を進めていくものですが、主な事業としては、障害のある選手を対象とした強化練習会の開催があります。最終的には、障害者スポーツの各競技団体の組織強化が進み、トップアスリートを目指す選手の競技力向上への取組も着実に進められている状態を目指します。

以上が今回お示した計画の原案でございます振興の方向性・施策・事業などの概要でございます。繰り返しになりますが、地域での基盤整備を重点に据えながら、普及啓発や取組体制の強化も着実に推進していくために、次にご説明いたします計画本文中に、視点及び施策に応じてさまざまな事業・取組案を位置付けております。

それでは、その計画本文、冊子のご説明に入ります。資料5-5をご覧ください。

まずお断りいたしまして、事前に委員の皆様にお配りしたものに、先月の第3回専門部会で出たご意見を反映し、修正をほどこしたものが本日お配りしました冊子となっております。主な修正点といたしましては、文章について、である調からですます調に変えたこと、本文中の図に通し番号を入れたほか、見やすく改善したこと、第1章の「障害者スポーツ振興の意義」について加筆をしたこと、そして、第3章に列挙した具体的事業について、可能なものについては事業の内容が伝わるような、また、インパクトがある仮称を挿入したことです。基本的な考え方や計画の構成など、柱となる部分については変えていません。

それでは、初めに、表の1枚目、そして2枚目にあります目次に沿いながら、計画の構成と各章に盛り込んだ主な記載内容についてご説明します。

まず「はじめに」の章では、計画策定の背景と必要性について述べております。ここでは、障害者スポーツの発展に伴い、障害者スポーツを一層振興していくためには、スポーツ振興局に所管を移し、推進することが求められていること、また、スポーツ祭東京2013を契機とした障害者スポーツの普及やスポーツ基本法の成立などの動向も踏まえたときに、今後、中・長期にわたって体系的に障害者スポーツを振興していくための指針が必要となったことなどを述べています。

次に第1章「障害者スポーツ振興の意義」においては、計画の基本に据える考え方を整理するために、障害のある方にとって、ない方にとって、そして、社会全体にとっての意義というものを述べております。

第2章「都における障害者スポーツをめぐる状況と課題」としまして、先ほどの実態調査などをもとに現状を把握し、さまざまな課題を抽出しております。第2章の「1 障害のある人とスポーツの関わり」、「2 障害のある人がスポーツを行ううえでの課題」に記

載の部分です。以上の現状と課題を踏まえ、第2章の3において、「障害のある人のスポーツ活動を増やすために」としまして、先ほど、資料5-4の概要でご説明しました主な課題5点について具体的に述べています。

続く第3章、「今後の都における障害者スポーツの振興に向けて」は、本計画の中心に当たる章です。ここでは、計画の理念、期間、目標、振興の方向性、振興の方策と具体的な展開について5つの節に分けて述べています。

冊子の35ページをお開きください。先ほど原案の概要でもご説明いたしましたが、こちらの体系図にありますように、今後の都における障害者スポーツの振興に当たっての3つの視点と5つの施策、3つの目標について述べております。また、計画中に位置付ける具体の事業や取組についても、可能な限り詳細に記載してございます。

目次にお戻りいただきまして、最後、「おわりに」として、計画の実現に向けた推進体制として、国、都、都立障害者スポーツセンター、区市町村などの果たすべき役割について述べております。

長くなりまして恐縮ですが、冊子中に記載いたしました事業、取組についてご説明させていただきます。37ページをお開きください。今後の具体の方策として、各視点と、それに対応した施策、その下の事業・取組について、一つ一つ視点を決めて整理させていただきました。それぞれの事業について、事業開始時期を平成23年度の今年度、そして短期として平成24年度から25年度、中期として平成26年度から28年度、長期として平成29年度から32年度の4つの時期に分け、それぞれの段階に応じてどのように事業を展開していくかを提示させていただいております。

まず、「障害のある人への障害者スポーツの情報発信と相談機能の強化」の視点から、障害のある方への具体的な情報発信を行い、スポーツを始めるきっかけとしていただくということを目的とした施策のための事業を列挙しております。37から38ページにかけてでございます。障害のある人が集まるイベントなどにおいて障害者スポーツを紹介したり、その下、先ほども挙げましたが、都内公共スポーツ施設のバリアフリー情報や障害者スポーツ教室の開催情報など、障害者スポーツのことは何でもわかる専門ポータルサイトの開設、そして、その下、障害者スポーツイベントの実施、おめくりいただきまして、障害のある方が利用する社会福祉施設等での情報提供、体験教室の開催、さらには、障害者スポーツ指導員やスポーツ推進委員などの、障害者スポーツを支える方々の間に情報交換のネットワークを構築するなどを提示させていただいております。

39から41ページにかけては、「障害者スポーツの理解促進・普及啓発」のための事業・取組を書いております。まず1番目ですが、障害者スポーツ事例集を取りまとめ、区市町村やスポーツ推進委員、地域スポーツクラブなどに配布することにより、地域での障害者スポーツ教室開催などに際して活用いただいたり、ホームページで写真や動画などを用いながら、障害者スポーツの魅力をたっぷりと紹介し、理解を深めていただく取組。また、東京マラソンなどの一般スポーツイベントやそのほかさまざまなイベントの場を活用して、

障害者スポーツのデモンストレーションや体験の場を提供する取組。おめくりいただきまして、パラリンピックに出場した選手が、特別支援学校や小・中・高校を訪問し、スポーツを広めていくもの。そして、先ほども挙げましたが、スポーツ雑誌等での障害者スポーツの発信。その下、都民体育大会と東京都障害者スポーツ大会の合同開会式、さらに、障害者スポーツ分野の功労者等の表彰。そして、先ほどの事例集をより進化させたグレードアップマニュアルの作成。また、41 ページに入りますが、障害のある人となない人がともに楽しめるスポーツの普及と場の拡大。そして、特別支援学校と小・中・高校とのスポーツ交流の実施などを検討してございます。

おめくりいただきまして、42、43 ページでございます。こちらには、障害がある人が地域でスポーツ活動を継続できるような環境を整備していくという視点のもと、場の開拓整備に係る事業としまして、先ほどの障害者スポーツ地域開拓推進事業として、障害者スポーツの専門家である開拓推進委員が、区市町村や地域スポーツクラブを訪問し、障害者スポーツ教室の開催などを提案して場づくりを行う取組。また、スポーツ祭東京 2013 を契機としまして、バリアフリー、ユニバーサルデザインのスポーツ施設や宿泊施設の整備を促すもの。右に移りまして、障害者スポーツ地域開拓推進事業やセミナーを通じて、地域スポーツクラブへの障害者の参加を促すもの。そして、都立障害者スポーツセンターの劣化度診断等の実施。地域における障害者スポーツの場の拡大に向け、区市町村などに働きかけを行っていく取組などを整理してございます。

次の 44、45 ページをご覧ください。地域における障害者スポーツの環境整備の一環として、ここでは、人材育成に係る取組を並べてございます。先ほどの障害者スポーツセミナーを通じた人材育成、その下、障害者スポーツ指導員資格取得の促進。これは、区市町村スポーツ施設の職員やスポーツ推進委員など、既に各地域のスポーツの場において活躍されている方々に対して、障害者スポーツ指導員の資格をぜひ取得し、地域で障害者スポーツの教室を開催したり、障害のある方のスポーツ指導をしてくださいと促しをしていくものです。また、その下、「ピア・インストラクティングの推進」とありますのは、ピア、つまり障害のある方とふだんから関係性の深い友人や福祉施設の職員等を対象として、障害者スポーツ指導員の資格取得を奨励し、こういった関係性の深い方々から、障害のある人にスポーツを進めてもらおうというものです。実態調査を踏まえ、効果的なアプローチとして検討したものでございます。その下、地域における障害者スポーツを支える人材の育成・確保に向け、区市町村などに働きかけを行っていくもの。また、右に移りまして、スポーツ推進委員と障害者スポーツ指導員による事例検討会などを実施し、関係者の資質向上に資する取組などを掲げてございます。

最後に、46、47 ページをご覧ください。「障害者スポーツへの取組体制の強化」の視点のもと、障害者スポーツ競技団体の組織力や競技力向上のための体制整備の施策に係る取組といたしまして、最初に、強化練習会の開催でございます。スポーツ祭東京 2013 等におきまして、東京都選手の活躍を期待して、全国障害者スポーツ大会の実施競技を中心に強化

練習会を開催するものでございます。そのほか右ページですが、障害者スポーツのトップアスリートが、例えばナショナルトレーニングセンターなどを利用できるよう、国への働きかけを行いましたり、障害者スポーツ競技団体の指導者育成支援に向けての検討、さらに、障害者スポーツ競技団体の競技力や組織力を向上させるための支援策の検討、また、障害者スポーツ競技団体と一般スポーツ競技団体等との連携のあり方の検討、その具体策の実施などを進めてまいりたいと考えております。

以上、大変長くなり恐縮ですが、計画原案についてのご説明とさせていただきます。なお、この後、本日のご議論を踏まえて最終案を取りまとめ、年明けに専門部会にもお諮りし、さらに2月中旬にはパブリックコメントを実施いたしまして、計画として固めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○杉山会長 岩谷さん、ありがとうございます。大変丁寧なご説明をいただきました。

去年の7月に、東京都のスポーツ振興局が新しいものの考え方として、障害者のスポーツと、これまでの健常者のスポーツを一つの部局にあわせて推進していくということ、それから1年以上たって、我々、この委員会も、どういう進行でどのようになっているのかということを感じながらまいりましたが、今のご説明で極めて順調な仕事というか、準備ができ、そして、スタートを切っているような印象を受けました。ありがとうございます。

今、11時を過ぎたころですが、11時45分くらいまでをこの会議の時間にしたいと思っております。残り時間、本日はこの議題だけですので、十分な活発なご意見を賜りたいと思います。

まず、今のご説明の部分で何かご質問がありますか。なければ、この問題に対する皆様方のご意見、日ごろの障害者スポーツの振興に対するご意見などを承りたいと思っておりますが、まず説明に対するご質問がございますか。

僕は、資料5-2、5-3は貴重な資料で、あまりこういうデータはなかったような気がしますので、またさまざまなお話で活用いただければ、東京都が発信しようとしているものが広がっていくと私は思っております。

どうぞ。

○金子委員 今、いろいろな施策を伺ったのですが、やはり皆さんがもっとスポーツに参加して、東京都の中にも、公園や施設など十分に整ってきていると思いますが、私の家の近くにも、スロープがついた立派な公園がありますけれども、身障者の方たちがいらしていることを見たことがほとんどありません。やはり、介助をする人がいなかったり、そこまで来る足の確保が大変だと思います。それで、今いろいろと勉強会を開いたり、資格取得を促していくというお話でしたけれども、退職をされた60代の方たちの活用をもう少し何らかの形で考えられないかなと思います。

私なども60代の後半にそろそろ差しかかりますが、こんなに元気で現場に出しております

が、退職されて、社会にも溶け込めない、ただひたすらご自分一人で朝から散歩をされているという方たちをすごく多く見かけます。そういう方たちに呼びかけるということで、今回の震災のボランティアなどを見ましても、声をかけられれば、皆さん喜んで労を惜しまず参加されるという姿を見て、こういうことにもう少し目を向けていったら、健常者といえども心を病んでいる方たちはたくさんいるのではないかと思いますので、両方、お互いの楽しみというか、幸せというか、そういう形で皆さんが参加できるような呼びかけと、もちろん、素人ではなかなかできないことだと思いますから勉強会への参加、そういう方たちの補助員のような、何か快いネーミングといいますか、そういうものをつくってあげれば、もっとたくさんの人たちがそれぞれの市や町の中からおできになれば出かけられるというようなことができいくのではないかと。そういう姿を子供や孫が見ていくことが、みんなに根付いていく大事なことでないかということ、私はかねがね、私を含めて年寄りを見ながら、もっと気軽に参加したり勉強するところがないかと思っておりますので、そういう方たちがたくさんいらっしゃるの、ぜひその辺に目を向けていただきたいと思っております。

○杉山会長 ありがとうございます。

原田さん、どうぞ。

○原田委員 調査に対する質問も含めてお聞きしたいと思います。事前説明の際にも少し問題提起したのですが、調査対象が身体障害者の方と知的精神障害者の方となっておりますので、どのように質問項目が健常者の方と同じように理解されたのかということが1点です。

2点目が、健常者の方のパラリンピック的な流れと、知的発達障害者のスペシャルオリンピッ的な流れと、かなり分かれていますよね。パラリンピックは第二次世界大戦の脊椎損傷ですし、スペシャルオリンピッはケネディ家の妹さんが始めたということがありますので、それを統合されて今後の施策の中で一体化していく上での難しさのようなものがあると思うので、その辺をどう整理されていくのかお聞きしたいと思います。

○杉山会長 事務局、お願いします。

○岩谷課長 今回の調査ですけれども、身体、知的、障害の3障害、いわゆる大きな区分で3障害ですけれども、そちらの方々に調査を実施しております。先ほど先生のご質問の調査票については、障害の種別や程度についてお伺いする部分は、それぞれの障害に応じた質問とさせていただいてまして、スポーツ・運動に関する質問につきましては、全く同じものがございます。知的障害者の方なども調査の対象にさせていただいておりますので、ふりがなを振るなどの工夫もしながら、団体さん等を通じまして、ご協力のご依頼をさせていただいたところでございます。

○板垣部長 2点目の、それぞれの団体のお考えをどのように統合していくのかということですが、これにつきましては、やはり非常に難しい調整もあろうかと思っております。そして、今進められているそれぞれの団体の方向性もございますので、それらをできるだけ生かしながら、無理に統合するというよりは、パラリンピックなりの競技力向上を目指

す人たちは人たちでそういう場が何か生かせる方向を開いていきたいと思ひますし、これまでどおり、参加型の大きな意味でのスポーツの交流を図っていくという部分については、それはそれで生かしていただけるような方向を、複眼的にできるだけ現場の実情に合わせた形で、より広がりをつけられるように考えていきたいと思ひております。

○杉山会長 原田さん、よろしいですか。

○原田委員 はい。

○杉山会長 では、野川さん、どうぞ。

○野川委員 先ほどの実施率が約 41%ということで、これはスポーツイングランドが調べた 2005 年の調査とほとんど変わらないですね。それだけ多いということにびっくりしたのですが、私が質問したいのは、このような推進策あるいは推進計画というものを支えていくような法的根拠を、今回一緒に付けていくのかどうか。例えば、障害者差別禁止法を行って施設のアクセスを平等にするとか、そういう法的根拠的なものも一緒に入っているような形で今回は進められるのかどうかということ、少し勉強不足ですが、教えていただければと思ひます。

○板垣部長 国の法律自体がどのように動いていくかは別といたしまして、この障害者スポーツ振興のための計画づくりも、どちらかといえば国に先駆けてスタートしておりますので、そういう法的な環境が整うまで待っているというは、現状、我々の守備範囲の中でできることを前に進めていく、こういう考え方に立っております。よろしくお願ひいたします。

○杉山会長 どうぞ。

○山崎（泰）委員 もちろん、まちづくり条例や障害者差別の問題など、そういう条例を使っていくのもいいのですが、僕から見るとかなり不十分です。先ほど金子先生がおっしゃったスロープにしても、急すぎて上がれない人たちがほとんどです。日本のバリアフリーの考え方だと、だれかが押して上がればバリアフリーになる。でも、それでは自分で行こうという気持ちにならなくて使えないとか、体育施設に関しても、一般の体育施設はまだまだバリアフリーではないところがありますね。そういうところも今回の調査を通じて、これだけ興味がある人たちが多いのだから進めていこうと考えてほしい。もう一、以前から何度かお話ししていることですが、障害がある方と高齢者の方はオーバーラップする部分がたくさんあります。高齢者は少し足が悪い、少し目が悪い、少し耳が悪いというところがあります。そういう方たちも、体にちょっと不自由なところがあるだけでも、何が使いにくい、ここが使いにくいということがあります。その辺を変えていくことで、障害者の人もですが、高齢者の方にも使いやすくなるし、今まではスポーツをしていなかったようなレベルの方にも使いやすくなる。そこに持っていければ利用率がもっと上がるのではないかと思ひます。

それから、私の意見を少し申し上げさせていただきますと、僕もパラリンピックに出たこともありますし、欧米に行くと本当に障害者はメインストリームですね。でも、今まで

は障害者は排除でした。障害者スポーツセンターに行けとか、一般のスポーツセンターに行っても、裏口からどうぞとか、そちらからじゃないと階段があって入れませんとか。やさしくはしてくれますけれども、それだと人数は増えていかないし、これから超高齢社会を迎えたときに、ちょっと体に不自由なところがある人が大変多くなると思います。それを見据えた上で、障害者とオーバーラップするということを使いながらそこにも持っていったらと思います。

あとは、先ほどのオリンピック・パラリンピックの招致のお話でも、最近「オリンピック・パラリンピック」と言うようになって僕は大変うれしいです。以前はオリンピックだけで、それにパラリンピックがおまけで付いてくるという感じだったので、世界的なそういう流れの中に、東京都が国に先駆けてこういうことをしているということは本当にすばらしいことだと思いますので、ぜひまたいろいろなご意見をいただいて、生かして行って、良い指針がつくられればと思います。

○杉山会長 ありがとうございます。今、山崎さんがおっしゃった、ちょっと体が悪い、「ちょっと」というのは、先ほど金子さんがおっしゃった高齢者の活用とある意味で似ていることで、ちょっと体が悪い人が、その「ちょっと」前で止めてやっていくということもある種、それを障害者という言葉を使うのはまた問題があるかと思いますが、誤解をおそれずに言えば、今の山崎さんのお話は非常に示唆にご意見だろうと思います。

また、これは、原田さんや野川さんにもフォローいただきたいのですが、今、パラリンピックは、いわゆる障害者ということではなくて、パラレルのパラですね。だから、オリンピックと障害者スポーツは同格であるという、そういうパラレルのパラに、1988年のソウルのときからなったような記憶があります。間違っていたら訂正してください。

そういうことで、山崎さんがおっしゃる、長く主張されていた時代にはなっているし、それをオールジャパンに先駆けて東京都がなされたわけですから、そういう点では、僕も、すばらしいときにこのメンバーにさせていただいていると思っています。

ほかにいかがでしょうか。

石崎さん、どうぞ。

○石崎委員 障害者が運動をするということは、健康維持・増進のための運動と、それから、アスリートとしてがんばりたいという人と、2種類あるかと思います。今、金子先生がお話ししたような、健康維持の指針のためのということとアスリートのほうとを分けて考えると、例えばアスリートのことですが、47ページに出てくるナショナルトレーニングセンターと国立スポーツ科学センターの利用について挙げてありますけれども、日ごろ、ナショナルトレーニングセンターを使用している者としては、ここの施設を使っていたくことは本当にいいことだと思いますが、現実、あそこの施設は、もしこれからそういう方がお使いになるにはあまりにも不都合ではないか。バリアフリー的に、国立スポーツ科学センターのほうとナショナルトレーニングセンターのほうを行ったり来たり等、本当に難しい問題があると思っています。

ですから、私は、東京都の施設の十条のほうと国立にある障害者スポーツセンターを視察させていただいた際に、障害者の方が使いやすい施設を十分考慮した建物が本当に必要で、議論ばかりしているのではなく、そうした施設を抜本的にどこかにつくっていかねばいけない。もう25年ぐらいたっているということも聞いていますので、そうした施設の建設と、それと障害者の方に何か運動をしてもらうときには、やはりサポートする人を含めて考えていかねばいけないということ、この問題を解決していくことが重要だと思っています。

○杉山会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○丸山委員 障害者スポーツについてですが、今ご説明をいただいた最後のところから出てきましたが、この調査では、スポーツ推進委員との連携というところですが、ニュースポーツと言われる競技団体については、常に障害をお持ちの方も一緒にできるようにしていこうということで、既に取組が始まっております。今のところまだ、どちらかという、お世話をしておいてあげているという感があるんですけども、さらに用具を改良したり、あるいは、ルールを変更したりして、障害者も健常者も楽しめるようなスポーツを目指すということで既に取組をしておりますので、もう少し競技団体との連携、特にニュースポーツを指向している競技団体の連携をぜひ柱にさせていただいて、一緒に活動していく必要があると思っています。

例を挙げますと、身障者の場合のスポーツが、比較的、今使っているルールでできている事例はたくさんあります。それから耳が全く聞こえない人が健常者と一緒に、全く同じルールで競技していて、端から見ていてもほとんどわからない。全く同じような動きをするということもあります。それから、さっき山崎委員がおっしゃっていましたが、今、高齢者の健康づくりとか生きがいづくりということが大きな課題になっていますけれども、高齢者のスポーツと、障害者のスポーツは共通項がかなりあります。これも一緒に楽しめることが地域では十分に可能だと思います。そういう意味で、もう少し既成のスポーツ団体との連携ということで、スポーツ基本法にも連携ということがうたわれていますけれども、連携というところももう少し強調していただければ活動しやすいかなと思います。

以上です。

○杉山会長 ありがとうございます。丸山さんから、極めて現場に近いところからのご発言だったと思います。今、丸山さんがニュースポーツとおっしゃいましたが、いわゆるニュースポーツがたくさんありますね、特にレクリエーション系のものが。そのほかに、障害者の方たちを意識したニュースポーツも出始めているということですか。

○丸山委員 はい。例えば、いすに座ったままのバレー、車いすダンスなどは、障害者だけではなくて健常者も結構楽しんでます。ですから、そういうスポーツ、健常者も障害者も一緒にできるスポーツをこれから開発していく必要があると思っています。

ついでに申し上げますと、確かに、問題は、スポーツ施設が、障害者が気楽に入れない状況がありますので、改善しなければいけないと思っています。

○杉山会長 ありがとうございます。

○板垣部長 ありがとうございます。一言だけ。

今お話しいただいた部分につきましては、本当に大事なご指摘だと思っております。振興の意義のところにも、高齢者との関連も書き込ませていただきましたし、今後、そういうニュースポーツとの関連、それから、今、地域スポーツクラブの中での障害者スポーツの展開が徐々に増えてきておりました、そういう身近なところでいろいろな形で進めるとともに、先ほどもご案内したように、国民体育大会と東京都障害者スポーツ大会の合同といういろいろな場を活用して、今おっしゃられた、ともにできるスポーツの推進、これは進めてまいりたいと思います。

それから、施設の点に関しましても、都の障害者スポーツ総合センターについては、この中にも、劣化度診断を進めて、そして、新しい整備に向けて今後取り組んでいくつもりでありますし、先ほど石崎先生からもございました、国のセンターのほうも、障害者対応になっていなければ、いずれ改善をしていただくなどしてと思っております、競技力強化については、今回の位置付けの中では長期の位置付けで、まだまだ障害者団体自体もそこまで強化態勢に入れるという状態にまで育っていない部分が多くございまして、今後の課題として意識しながら、そして、施設の整備も進めていく中で長期的にとらえていく。その中で今できることは強化練習会であると、このような形で整理させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○杉山会長 障害者スポーツの特に競技力の部分ということになりますと、その施設が、いわゆるトップレベル、ナショナルトレーニングセンターが一番代表的なもので、そこで一緒に行うにはさまざまな問題があるかと思えます。さまざまな問題というのは、そのような仕様になっていないということと、それから、やはり別にしないと強化ができないと思う部分と、ここの部分については、一般の社会における障害者スポーツと健常者スポーツの合体とは少し部分もあるような気がします。それはまたそれで、東京都が、あるいは、大阪や名古屋であるとか、拠点的なところに障害者スポーツの競技センターができるほうがむしろ好ましいのかなと思います。このあたりはいかがでしょうか。

では、笠原さん、お願いします。

○笠原委員 国立スポーツ科学センターの話も出ましたので。私は、2年前まで携わっておりましたのでひとこと。

北京オリンピックの時のことで、パラリンピックに出る方からも声をかけられて、利用できないかというお話がありましたけれども、今、会長がおっしゃいましたように、ナショナルトレーニングセンター（NTC）、国立スポーツ科学センター（JISS）は、まさにトップレベルの選手たちの環境という形でありまして、また、ルールも世界のルールに基づいてつくったものでございまして、全くバリアフリーにはなっていないということがありま

す。そこを使ってもらうのはなかなか難しいということで、これは対外的にはあまり言っていないのですが、北京オリンピックの際には、水泳選手だけについては、日本水泳連盟と話をさせていただきまして、了解をいただいて、日本水泳連盟の選手がオリンピックに出ている間は、JISSのプールを使ってパラリンピックのトレーニングをして成果を上げてもらったということはありますけれども、結果的には、やはり使い勝手が悪かったのではないかと考えております。

ここには国への働きかけと言っておりますけれども、中央教育審議会でアーチェリーの山本さんがこういう発言をされておりました。彼が外国に行ったときに、障害者の専用施設にトレーニングに行ったと。そうしたら、こんなすばらしい施設があるのかということで、自分は感心して帰ってきた、日本には全くない、という話をされておりました。NTCやJISSの利用について、国に働きかけてというよりも、障害者のための専用のトレーニング施設をつくるべきで、逆に、そこに、私から言えば、トップアスリートたちが行ってトレーニングをするような環境づくりをつくってあげる。そういうものが日本になかったら、オリンピック招致、パラリンピックを招致するというのも、ある面では、恥ずかしいかなというくらいの気持ちを持っていますので、意見として申し上げさせていただきたいと思っております。

以上です。

○杉山会長 ありがとうございます。障害者のスポーツのトップレベルというの、南アフリカのピストリウスと申したか、世界陸上の400mに出てセミファイナルくらいまで勝ち進むような選手が出ていますね。それはそれで非常に特別な、トップのレベルというものも考えなければいけない。それについても、おかれているというよりも、そういうことに対する発想がなかなかなくて、ピストリウスのような選手が出てくると本当に驚くわけです。まさしくパラリンピックと一緒にいる時代が来ていると思いますので、これはまた、それこそオールジャパンのテーマかもしれませんが、その辺の視野も必要ではないかと思っております。

そのほかにいかがでしょうか。

○金委員 今、施設の整備については私も同感で、そもそもスポーツは健常者の競技として出来上がっていますので、最初から障害者のためのものを発想としてつくることは難しいと思います。これからは、新しく施設を建設する場合には、そういう視点も必要であるということはそうですが、私の専門のマラソンですと、東京マラソンは、そもそも車いすの部門だけは別で、普通の競技は全部障害者も同じです。建物も分けていませんし、知的障害の方もいますし、視覚障害、ろうあの方もいらっしゃいます。先ほど、高齢者の方のお話も出ていますが、ご高齢でも健康であれば参加できるということで、そもそも障害者と健常者を分けていない状況で、世界じゅうでそれがスタンダードになっております。車いすの場合は、当然、競技運営の問題がありますので別にしてはいるわけですが、

一緒に走るということは同じですが、何が問題かという、じゃ、ブラインドの視覚障

害の方が一人で走れるかという、そうではなくて、やはりだれか伴走者をお願いして、42.195kmを一緒に走っていただくわけですが、今回のような障害者スポーツに特化した計画を行う際には、そういう発想として、視覚障害者の方に伴走をするような訓練をしたり、いろいろ勉強して、そういう役割をだれかが担っていこうということは、一つの特別な発想だと思います。実は私のクラブでも、障害者の方とランニングを一緒にしていますが、全く区別はしていません。ただ、一人ではできないので、だれか一緒に走ってくれる人を、当然、家族の場合が一番多いのですが、お願いするわけです。

たぶん今後必要になってくるのは、障害者の方に対して特別な何か、そこに対してだれか勉強してそこに当たるということではなくて、既にスポーツを一般にしていらっしゃる方がこれだけたくさんいるわけですから、その方たちが障害者の方たちをサポートしてあげることが当たり前になるような啓蒙活動を少し実施していったほうが、現実的に広がっていくのかなという気がしました。

先ほどの資料でも、1年間にスポーツや運動を行った場所として福祉施設がトップであるというのは、一番やりやすいから。当然、ふだん行って、そこで体を動かすことが一番多いのだと思いますけれども、外に出たときにはだれかの助けをかりなければスポーツはなかなかできませんから、特別な資格や勉強も必要だと思いますけれども、できるだけ一般の、既にスポーツをしている方が、例えばマラソンの世界で言うと、既にランニングをしている人たちが、気軽に、ブラインドの方、知的障害の人がいたら一緒に走ってあげるといえるような社会になることが一番だと思います。そのためには、情報発信をこれからされるようですので、障害者の方のスポーツということではなくて、既にスポーツをしている一般の方に対して、障害者もともに生きる社会、ともにスポーツをする社会をつくろうというような視点も、その啓蒙も含めて情報発信されてはいかかかなと思います。

以上です。

○杉山会長 ありがとうございます。

ほかに。

○山崎（正）委員 少し視点が変わるかもしれませんが、私は学校現場で運動・スポーツを推進している立場でお話しさせていただきます。

学校の中での運動やスポーツの目的は、やはり運動やスポーツを好きにすることです。今、私も含めて、今日お集まりの委員の多くの方々は昔の学校体育で育った方だろうと思います。そうすると、教師から言われたことをやるという感覚で育っておられる方が多いのではないかと思います。実は、今の学校体育では、お互いに、自分で運動をしようとする運動種目を選んで、練習計画を立て、実施していくことが主流になっております。基本的には、高等学校はこのような形式で授業を実施しています。

こういう中では、健常者であれ、障害を持たれている方であれ、みんな同じ条件です。私も現場で教師をしていたころ、実際に、障害をお持ちの方を自分が担当することとなり、その方を含めて運動・スポーツを、健常の子供たちとともにいったという経験があります。

ただ、そういう考え方は、まだまだ浸透していません。今、先生がおっしゃったように、これからの啓蒙活動が非常に大事になってくるのではないかと思います。

私は東京の高体連の会長を務めておりますが、高体連と特別支援学校との交流があるかというところあまりありません。実際に行うとなるとなかなか厳しく、これから何年もかかるものと思います。

それから、先ほどのお話にもありましたが、地域スポーツクラブの中でもそのことに関してまだまだ課題があると思います。これは相当、私たち自身が意識を持つと同時に、先ほどお話しになったような啓蒙活動をしていくことが重要と考えます。これからは、様々な障害を持った方も一緒になって行うスポーツの場をつくっていくという考え方を広めていくとともに、文科省にも要請していくことが必要なものと思っております。

学校現場でもそのことの意味を伝えていかなければいけませんし、これは4年や5年でできるものではなく、10年、20年とかかるものと思っておりますので、ぜひ、行政の立場でそういう考え方を推進していただくと、いつかは実ってくると思っております。今後ともご指導いただければありがたいと思います。

○杉山会長 金子さん、お待たせしました。

○金子委員 先ほど笠原先生がおっしゃったお話に少し補足いたします。

私自身、スポーツのコーチとして7回のオリンピックに出て、身障者の方たちのオリンピックもすごいものだと思います。オリンピックに出るといことは、4年間の競技スパンの中のまる2年から3年、徹底的に鍛え上げなければいけないものではないと思います。ときどきテレビや何かで、皆さんが大変なご苦労をして、すごいトレーニングをしていらっしゃるのを見て、私はやはり、今の日本の国力として、東京都が今回このように国体でも一緒に立ち上げてきたということは、政府に対しても、東京都が率先して働きかけて、全国に先駆けて、競技スポーツのための身障者の方の施設を、それが今もし出来上がっていれば、オリンピック誘致のためにもものすごく大きなアピールになるのではないかと思います。やはり、皆さんをもっと大切に生きていくか、それを健常者が一緒に使わせていただくという逆の発想で、あるものを利用して何とかこの何年間かいくという発想から、もう一步踏み出していきたいという気がいたします。

○杉山会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○丸山委員 先ほど言い忘れたことが一つありますので、それをお願いしたいと思います。

まず、この調査の実施率を見てびっくりしたのは、実施率が非常に高いと思いました。一般の方と比べて全く遜色がない数字で、実は、現場で実際に活動してみたことが一つありまして、スポーツのイメージが、高齢者もそうですし、障害をお持ちの方もそうですけど、スポーツというと、やはり競技で、全力で走らなければいけないとか、あれはとてもできないというイメージがあります。ところが、みんなで楽しく体を動かして運動しましょうと言いますと、それなら私もできるとなるので、その辺のイメージの問題もあ

のかなと思います。これからPRをしていく際には、その辺を戦略として考えたほうがいいかなと思います。「運動」と言うと、結構出てきてくださいます。「スポーツをしよう」と言うとしり込みをする人が結構います。たぶんこれは、下手だとか鈍いとか言われると、大体スポーツが嫌いになってしまうんです。ですから、「スポーツ」と言うと上手でなければいけないようなイメージがあって、敬遠される向きがありますので、「スポーツ・レクリエーション」と称するなど、PRの仕方も工夫されると、実施率をもっと上がるのではないかと思います。参考までに。

○杉山会長 ありがとうございます。

時間が迫ってまいりました。並木さん、小林さん、たきぐちさん、ご意見がございましたらお願いします。

○小林委員 基本的なことをお伺いしたいと思います。先ほどの丸山委員のお話とも関連しますが、障害がある人となない人がともに楽しめるスポーツの普及という点で、先日、私の先輩議員が全国障害者スポーツ大会の山口大会へ行ってまいりまして、まさに、先ほどお話があった卓球バレーと一緒にやってこられて、ともに楽しめるスポーツを普及していくことが大事だということで、議会のほうでも取り上げさせていただきましたけれども、41 ページのところで、ここには5種目が写真入りで掲載されておりますけれども、特別支援学校への普及等も含めて、こういうともに楽しめるスポーツの普及は、これからの障害者スポーツ振興に関しては大事だと思います。その中で、多様なスポーツがあって、だれもが楽しめる新たなスポーツの開発も進んでいると記載がありますけれども、現状、今後どのくらいの新たなスポーツが生まれる可能性があるのかということをお聞きしたいと思います。

○岩谷課長 障害者スポーツに関しましては、東京都障害者スポーツセンター、王子と国立にありますが、こちらのほうで、さまざまな障害がある当事者の方、利用者の方のご意見なども取り入れながらスポーツを開発していると聞いております。今どの程度、何種目ぐらいということはデータを把握していませんけれども、試行してみて、長く続くものもあれば、やはり合わないということで改善の工夫を重ねたり、日々試行錯誤しながらそれぞれの障害に応じた適切な種目を、創意工夫のもと考えているというような状況でございます。

○板垣部長 補足ですけれども、41 ページにあります5種目は、今、障害のある人も、ない人も一緒にできるスポーツの代表例として挙がっております。ただ、この中でも、ご指摘の卓球バレーなどについても、これは西日本のほうで発展しているもので、東日本のほうは指導者がほとんどいないという状況もありまして、これから、そういうものの普及がどのように進められていくかという段階でございます。

あとは、先ほど丸山先生からもありましたように、ニュースポーツの中でも、障害の程度に応じては一緒にできるというものが幾つかございまして、レベルによってさまざまなバリエーションがございまして、でするので、今、掲げられているものの中から、少しでもそ

ういう場を開拓できればという考え方でございます。

○杉山会長 ありがとうございます。

○並木委員 すばらしい計画で、10年計画でしょうか、進めていていただきたいと思えます。

また、専門部会のほうに行政のほうから8、9、10番という形で出ておりますけれども、スポーツ振興局は行政部局で、そして、岩谷さんはスポーツ振興局の障害者担当という形ですか。

○岩谷課長 さようでございます。

○並木委員 そうですか。いわゆるスポーツ審議会ですから、そういう形でもよろしいのでしょうかけれども、先ほどからお話があった、障害者の方や、そういう社会的な弱者と一緒にやろうということについては、小・中学校の子供たちから、その辺の見方を変えていくという視点が大変大事だと思います。そういう意味で、きょう、教育委員会の方がこの中におられますか。

○鯨岡課長 はい、います。

○並木委員 行政部署から来ているこの3人は、教育委員会の所属の者が専門部会に入っておりますけれども、教育委員会と行政部局、福祉部局とが連携をとりながらこれを進めていていただきたいと、お話を聞いて思いました。すばらしい基本計画であると承知しておりますので、少し感想を含めて申し上げました。

○杉山会長 ありがとうございます。

たきぐちさん、お願いします。

○たきぐち委員 今お話があったことはそのとおりでと思います。障害者の方がスポーツや運動をしない理由として、障害の程度が重くてなかなかできない、あるいは、体力がないというアンケート結果がありますけれども、長期的に見たら、子供たちがこうした障害を持っていても、運動やスポーツができるという環境づくりをしていくことは大変重要であると思っております。ぜひ、教育委員会も連携して進めていただきたいと思えます。

それと、少し気になったのは、先ほどのご報告の中で、障害者スポーツ指導員の調査で、有効回収率が20%となっておりますけれども、こうした障害者スポーツ指導員の方は、恐らく、それなりのいろいろな思いがあって、こうした資格を取得されていると思えます。こうしたアンケートに対してなかなか回答されないというのは、もしかしたら、これまでこうした方々が活躍する場が少なかったのかどうなのかというところを少し伺いしたいと思えます。

もう一点。障害者の方がこのスポーツ指導員になれるような仕組みがあるのかどうか。というのは、障害を持たれている方が、自分がスポーツをしながら、今度は教える立場になっていく。そうすれば、スポーツをする障害者の方もまた同じ感覚で受け取ることができるのかなというところで、そうした仕組みがあるのかどうかということをご質問させていただきます。

もう一点だけ。啓蒙活動は極めて重要でありまして、先ほど、都民大会と東京都の障害者スポーツ大会の合同開会式を行うということで、それは大変素晴らしいことだと思っております。このスポーツ祭東京 2013 でもそのような形がとればよいなという気がしていましたが、これまで、例えば国体、障害者の大会と、その全体の期間としては同じ大会ではありますが、一旦、健常者の方の大会が終わって、期間を区切って次が始まるものから、オリンピック・パラリンピックもそうですが、ここで一旦意識が別のものになってしまうというところが、見る側からするとどうしてもあるのかなと思います。いろいろと課題は多いと思いますが、都民の意識を変えていくためには、これがもっと一体化するような大会になれるように検討を進めていただきたいと思います。

以上です。

○杉山会長 ありがとうございます。今のたきぐち委員のご質問の部分について、お答えをいただけますか。現状の報告でも結構です。

○岩谷課長 回収率の件につきましては、私どもも低いと認識しております。障害者スポーツ指導員の構成ですが、例えば、体育系、スポーツ系の大学や専門学校等でカリキュラムを履修すれば付与されるというケースも多くありまして、必ずしも実際に必要に迫られて、あるいは、自らの意思でこうした資格を取ろうという方ばかりではないという実態も聞いております。そうしたことが影響して今回の数字にあらわれているのかなと推測しております。

それから、障害がある方も資格を取ることはできるのかというご質問についてですが、これはできます。実際に障害のある方で指導されている方もいらっしゃいます。

私からは以上でございます。

○杉山会長 よろしゅうございますか。

それでは、僕はいつも最後になってしまいますが、中野副会長、本日の印象、感想、その他、お立場もございましょうが、ご発言ください。

○中野副会長 最後は、杉山先生がおまとめになられると思いますので。

私は、長年の習性で、いつも向こう側に座っているような意識で話を聞いているものですから、今回の基本計画の感想的なもの、あるいは、要望を1点だけ述べさせていただきたいと思います。

障害者スポーツといいますのは、今回、スポーツ基本法で初めて法律的に載せられてきたわけで、前回の振興法では、障害者スポーツについては一切触れられていませんでした。今回、基本法で触れられてきていますが、例えば、スポーツ振興基本計画は各都道府県に策定義務があるわけですが、その中でも触れられていません。そういう中で、今回、東京都がまさに先駆けて、従来障害スポーツの概念を広げて、従来はどちらかというと医療や福祉、あるいは、自立生活支援の立場からのスポーツが、今回、ライフワークといいたいでしょうか、楽しむ生涯スポーツ、さらには、パラリンピックに象徴されるような競技スポーツの視点から、今回、報告書をまとめていただいて、本当によくまとまっていると思っ

ております。そうした意味では、今回の基本計画は、他県のモデルにもなるのかなと思っていますので、引き続き、今度は具体的な施策も先駆的な取組をしていただきたいと思いますと思っています。

そうした意味でも、この計画書に載せるだけではなくて、東京都の基本計画であります「10年後の東京」の改訂版が出るようですので、その辺の実行プログラムの中にきちんと予算措置されるような形で取り組んでいただけたらいいなと思っています。大変よく基本計画であると思っています。

以上でございます。

○杉山会長 ありがとうございます。

時間が参りましたので、本日のディスカッションはこの辺でクロージングにしたいと思いますが、昨年以來、東京都のスポーツ振興局が、本当に総力を挙げて取り組んでいただいた障害者スポーツ、ある意味では、ウォームアップの段階、そしてスタート台に立ってスタートしたのかもしれませんが、私どもが考えている以上にいろいろなことをお考えいただいていることに対して、改めて感謝をしたいと思います。

この部分について、ますますその芽を伸ばして行って、東京が考えていらっしゃる、スポーツと東京、スポーツと都会ということが、我々の一番大きなテーマだろうと思いますが、スポーツの楽しさをあらゆる人たちが享受して、住みやすいまちにすることが一番大きなことだろうと思います。スポーツというものが、丸山さんがおっしゃるように、単に勝ち負けだけではないところにこのスポーツ振興審議会のテーマもあろうかと思っています。

一方、障害者スポーツのほうは、先ほど言いましたように、障害者スポーツの方たちが健常者のレースに出てきてメダルを争うような新しい時代、障害者スポーツ側の変化もあろうかと思いますが、そうした点を考えながら、またこの大きなテーマでもう一回ぐらい審議したいぐらいの大きなテーマだろうと思います。十分なお発言の時間がなかった方もいらっしゃると思いますが、それはおわびを申し上げたいと思います。

特にきょうこの場でというご意見がなければ、本日は閉会としたいと思います。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、本日予定していました議事をすべて終了するというので、最後に事務局からお願いします。

○板垣部長 本日は、お忙しい中、貴重なご意見をちょうだいいたしまして誠にありがとうございました。先生方からいただきましたご意見を踏まえまして、スポーツ振興に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

なお、次回の審議会は3月に開催する予定でございます。改めてご連絡させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。ありがとうございます。

○杉山会長 それでは、少々早いのですが、委員の皆様、良いお年を。たくましい、日本

の新しい年をお迎えくださいませ。また、東京都スポーツ振興局の皆さん、事業のますますのご発展をお祈りしております。

本日はありがとうございました。

○板垣部長 ありがとうございました。

午前 11 時 50 分閉会